平成２７年（フ）第２２２号
釧路市堀川町８番50号
債務者　泉　　愛美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１８１号
北海道足寄郡足寄町下愛冠１丁目７番地８
松浦浩二方、住民票上の住所北海道足寄郡足寄町下愛冠２丁目２番地３
債務者　古川ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
北海道中川郡幕別町札内新北町４番地の４
ヤジマハイツ３
債務者　大竹　明子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
北海道河東郡音更町木野東通２丁目６番地32
メゾンソレイユⅡ102号
債務者　赤間　忠博
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
北海道河東郡音更町木野東通２丁目６番地32
メゾンソレイユⅡ102号
債務者　赤間　律子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
北海道河西郡芽室町西６条８丁目１番地２
メゾン68　103号室
債務者　阿部　好博
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
北海道根室市弥栄町２丁目36番地１　ＫＣ公宅103号室
債務者　根守　　綾（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第３７４号
盛岡市紅葉が丘２番26号　渡辺アパート６号
債務者　秋元　博幸
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３３０号
茨城県常陸太田市幡町965番地　幡町団地Ｂ－105号
債務者　益子　博文
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４９号
茨城県笠間市大田町208番地179
債務者　和田　光史
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
群馬県太田市安良岡町314番地１
債務者　小林美代子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２１１号
長野市青木島町綱島490番地１　サンコーポ梵天Ｂ棟201号室
債務者　山岸　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
静岡県富士市大淵3913番地の15
債務者　寺内　剣一
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３０８号
愛知県一宮市開明字出屋敷45番地　開信団地３棟203号
債務者　渡辺　　実
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０８８号
京都市伏見区横大路天王前38番地２　カーサミニヨン101、前住所大津市平津１丁目34番11号　カーサフロール101
債務者　柴田　　保
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
香川県高松市伏石町2124番地12　レオパレス21アルカディア108
債務者　濱岡　香枝（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６０号
香川県高松市鬼無町鬼無410番地17
債務者　森永　照代（旧姓泉川）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係